

報 告 書

令和 6 年 8 月

市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会

目 次

第 1	はじめに	．．．．．	1
第 2	検証の対象・方法	．．．．．	3
第 3	検証の結果（結論）	．．．．．	5
第 4	前記第 3 の結果（結論）に至った理由	．．．．．	6
第 5	本委員会の提案	．．．．．	2 1
第 6	参考	．．．．．	2 4

第 1 はじめに

1 本委員会を設置する理由

令和 5 年 3 月 9 日、千葉地方裁判所は、村越祐民前市川市長（以下「村越前市長」という。）の活動を補佐していたとされる被告人押切裕雄氏とその他の被告人 2 名（以下「被告人ら」という。）に対し、市川市が令和 2 年 4 月 24 日付けで執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」の総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）に係る公契約関係競売入札妨害事件（以下「本件刑事事件」という。）の有罪判決（執行猶予付き）を言い渡し、その後、被告人らが同判決を受け入れて、令和 5 年 3 月 24 日に同判決が確定した。これにより、被告人らが共謀の上、本件入札に係る公文書（以下「本件公文書」という。）のうち市川市から流出した一部の文書（以下「本件流出文書」という。）を利用して公契約の入札の公正を害する行為に係る一連の事実が認定された。

ところで、本件流出文書が市川市から被告人らになぜ流出せざるを得なかったのか等を踏まえた市川市組織内部の事情は、本件刑事事件において精査されていない。

そこで、本件入札及び本件流出文書の外部流出に関連する市川市組織内部の事務手続に係る事実の把握及び本件流出文書の外部流出の発生原因の分析を行うとともに、必要な再発防止策を検討するため、市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会（以下「本委員会」という。）を設置するものである。

2 本件入札及び本件流出文書の外部流出に関する経緯（時系列順）

日付	出来事
令和元年 12月13日	本件入札に係る「総合評価審査委員会」への付議依頼
令和元年 12月25日	本件入札に係る「総合評価小委員会」の開催
令和2年 1月15日	本件入札に係る「総合評価審査委員会」の開催
令和2年 1月17日	学識経験者からの意見聴取
令和2年 1月22日	
令和2年 1月31日	本件入札に係る「資格審査会」の開催（1回目）
令和2年 2月14日	本件入札に係る「資格審査会」の開催（2回目）
令和2年 2月18日～ 同月20日頃	本件入札に係る「入札等案件報告書」の作成指示等（ 本件流出文書① ）
	本件入札に係る「工事設計書の写し」の作成指示等（ 本件流出文書② ）
令和2年 2月26日頃	本件入札に係る「塩浜学園校舎等取壊し工事の資格要件について」と題する文書等の作成等（ 本件流出文書③ ）
令和2年 2月27日	本件入札に係る「資格審査会」の開催（3回目）
令和2年 3月17日	本件入札に係る公告
令和2年 3月31日頃	本件入札に係る「入札参加業者一覧」の作成指示等（ 本件流出文書④ ）
令和2年 4月21日頃	本件入札に係る「予定価格調書の写し」の提供指示等（ 本件流出文書⑤ ）
令和4年 7月26日	千葉県警察が被告人らを逮捕
令和4年 8月16日	千葉地方検察庁が被告人らを起訴
令和5年 3月 9日	被告人らへの有罪判決の言渡し
令和5年 3月24日	被告人らの有罪判決の確定

第2 検証の対象・方法

検証の対象は、本委員会の目的を達成するため次に掲げる事項とする。

- 1 『総合評価一般競争入札に係る関連法規（市川市が定める条例・規則のほか、訓令や要綱・要領を含む。）とこれに基づき行われるべき市川市所定の事務手続（入札案件の付議依頼から公告に至るまでの手続をいう。以下「総合評価一般競争入札に係る事務手続」という。）』と、『本件入札に係る事務手続（実際に行われた入札案件の付議依頼から公告に至るまでの手続をいう。以下同じ。）』とを比較して、本件入札に係る事務手続に違法又は不適正な点があるかどうか。
- 2 本件刑事事件に係る供述調書（以下「本件供述調書」という。）記載の供述及び本件公文書記載の事実より明らかとなった、本件入札を背景として村越前市長ら上司からなされた職務上の命令等に基づいて行われた職員の行為（以下「本件の検証対象となる行為」という。）に違法又は不適正な点があるかどうか。

なお、検証は、書面記載の事実を中心とする。本件入札に関わった者に対してのその当時経験した事実の報告や証言に基づく検証は、それらの報告や証言が人の記憶や心情であることを踏まえると、それらの^{しんぴよう}信憑性を判断することが困難であるとともに、その者の報告や証言の態度等により心証が変わる等では正確な検証とならない可能性があることから、客観性・公平性に欠けるものとして採用しない。

また、検証に当たり、「法令」に違反するかどうか判断するが、「法令」違反は、刑罰、行政罰等による社会的な制裁の対象であることを踏まえ、次のとおり、「法令」の定義を明確にする。

- ・ **地方公共団体の「法令」**

- … 地方自治法に基づき定める条例（同法 14 条 1 項）及び規則（同法 15 条 1 項）をいう。

- ・ **地方公共団体の長による内部組織に対する命令や内部組織の運用に関するマニュアル類のもの**

- … 上記地方公共団体の法令以外のもの（「訓令（規程）」、「要綱」、「要領」等）をいう。

以上のことを前提として、「条例」「規則」に対しては適法か違法か、「マニュアル類」に対しては適正か不適正かを判断する。

なお、検証に要するこれらの関連法規は、検証に係る事実のあった当時のものをいう。

第 3 検証の結果（結論）

1 「本件入札に係る事務手続」について

違法又は不適正な点はないと判断する。

2 「本件の検証対象となる行為」について

違法な点はないと判断する。ただし、一部の行為に不適正な点があったと判断する。

第 4 前記第 3 の結果（結論）に至った理由

1 「本件入札に係る事務手続」について

総合評価一般競争入札に係る事務手続と、本件入札に係る事務手続とを比較して精査・確認したところ、本件入札に係る事務手続に、総合評価一般競争入札に係る事務手続の不足したところはなく、本件公文書記載の事実を精査・確認しても違法又は不適正な点はないと認められる【※後記「比較表」参照】。

よって、本件入札に係る事務手続に違法又は不適正な点はないと判断した。

詳細は、次のとおりである。

(1) 総合評価審査委員会への付議依頼について

（結果） 適切に付議依頼されたものと認める。

（理由） 令和元年 1 2 月 1 3 日付け総合評価競争入札に関する付議依頼書記載の事実より。

(2) 総合評価小委員会について

（結果） 適切に開催されたものと認める。

（理由） 令和元年 1 2 月 2 5 日付け開催記録記載の事実より。

(3) 総合評価審査委員会について

（結果） 適切に開催されたものと認める。

（理由） 令和 2 年 1 月 1 5 日付け開催記録記載の事実より。

(4) 学識経験者からの意見聴取について

（結果） 適切に聴取したものと認める。

（理由） 令和 2 年 1 月 1 7 日及び同月 2 2 日付け学識経験者の意見書記載の事実より。

(5) 資格審査会について

(結果) 適切に開催されたものと認める。

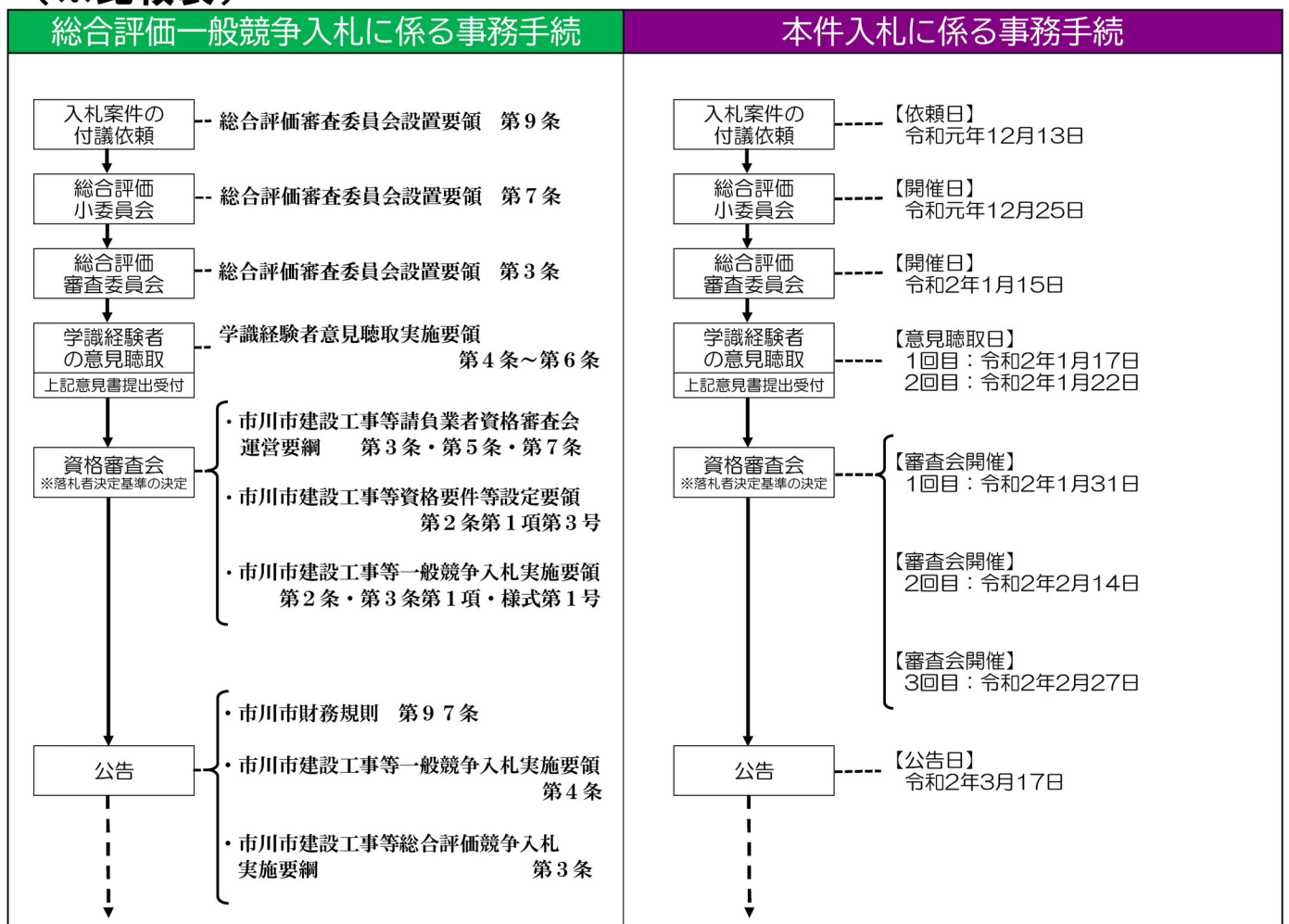
(理由) 令和2年1月31日付け第14回資格審査会審査結果報告、同年2月14日付け第15回資格審査会審査結果報告及び同月27日付け第17回資格審査会審査結果報告記載の事実より。

(6) 公告について

(結果) 適切に公告されたものと認める。

(理由) 令和2年3月17日付け公告決裁起案文書及び同日付け公告文記載の事実より。

(※比較表)



2 「本件の検証対象となる行為」について

本件の検証対象となる行為として、次の5行為が確認された。

(行為1) 当時の財政部長が、『村越前市長からの本件入札の資格要件の一つである解体工事の実績要件の変更を改めて資格審査会の審査を経ずに行うこととの指示』及び『当時の資格審査会会長であった笠原智元副市長（以下「笠原元副市長」という。）からの前述の村越前市長から指示されたことについて資格審査会会長の裁可を仰ぐ必要なくその結果の報告だけするようにとの指示』に従ってこれらの指示を完遂する方法として、『資格審査会の審査決定内容の整合性を図るため、資格審査結果報告の内容を書き換える』こととして、この方法を当時の部下の市川市職員に採用させた行為

(行為2) 村越前市長及び当時の財政部長が、『村越前市長（自身）からの、一度は正式に公告した内容にあった市川市建設工事等一般競争入札実施要領様式第1号－1にあった入札に参加する者に必要な資格に関する事項について、これを資格審査会の審査を経ずに変更することとの指示』を当時の部下の市川市職員にしてこれに従わせた行為

(行為3) 村越前市長が、当時の部下の市川市職員に対して次の各文書の作成を命じてこれを提出・報告させ、当時の部下の市川市職員がこれに従って行った行為

- ・ 「入札等案件報告書」（本件流出文書①）
- ・ 「工事設計書の写し」（本件流出文書②）
- ・ 「入札参加業者一覧」（本件流出文書④）

(行為 4) 当時の財政部長が、当時の部下の市川市職員に対して次の各文書の作成を命じてこれを村越前市長に提出・報告させ、当時の部下の市川市職員がこれに従って行った行為

- ・ 「塩浜学園校舎等取壊し工事の資格要件について」(本件流出文書③)
- ・ 「解体工事県内 特定 A ランク 業者一覧」(本件流出文書③)
- ・ 「解体工事 特定 A ランク 準県内業者 解体実績あり」(本件流出文書③)

(行為 5) 村越前市長が、笠原元副市長ないし当時の財政部長に対して本件入札に係る「予定価格」を報告するよう命じて当時の財政部長にこれを報告させ、当時の財政部長がこの報告の命令を完遂するために笠原元副市長から手渡された本件入札に係る「予定価格調書」を使って本件入札に係る「予定価格調書」の写し(本件流出文書⑤)を作成し、当該「予定価格調書」の写しを村越前市長に提出した行為

(1) 行為 1 について

(行為 1)

当時の財政部長が、『村越前市長からの本件入札の資格要件の一つである解体工事の実績要件の変更を改めて資格審査会の審査を経ずに行うこととの指示』及び『当時の資格審査会会長であった笠原元副市長からの前述の村越前市長から指示されたことについて資格審査会会長の裁可を仰ぐ必要なくその結果の報告だけするようにとの指示』に従ってこれらの指示を完遂する方法として、『資格審査会の審査決定内容の整合性を図るため、資格審査結果報告の内容を書き換える』こととして、この方法を当時の部下の市川市職員に採用させた行為

行為 1 については、①「当時の財政部長が村越前市長・笠原元副市長の指示に従った行為」と②「当時の財政部長が採用した修正方法を部下にも採用させた行為」との 2 つに分けて考える。

① 当時の財政部長が村越前市長・笠原元副市長の指示に従った行為について

当時の財政部長が村越前市長・笠原元副市長の指示に従った行為に違法な点はないものの、不適正な行為であったと認められると判断した。その理由は、次のとおりである。

村越前市長及び笠原元副市長の（行為 1）にある「審査会を経ずに行う」、「村越前市長の指示どおりになった際にはその結果を報告するように」との指示の内容は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱第 2 条第 1 項第 1 号の「審査会は、資格要件等に関することを審議するものとする」の規定に反する指示と見受けられる。

一般論として、この「するものとする」との定めは、原則・方針を示したものであって、これに反する内容が一律に許されないものとまでは解されるものではない。とはいえ、市川市建設工事等請負

業者資格審査会運営要綱は、審査会の任務の重責とこれを構成する者が職員のみであることを考慮して市川市職員に対して市長が定めたものであることから、実態としては義務付けの規定で用いられる「しなければならない」と同等程度の意味合いのものであると考えられる。そうすると、当時の財政部長は、当該要綱の規定を順守しなければならない立場に置かれていた、すなわち、当該要綱の規定に反するような前述の村越前市長及び笠原元副市長の指示には従わないとの判断をしなければならない立場にあったといえる。他方で、市川市の一般職の職員は全て地方公務員法第32条の定めに従い「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」を負う立場にあり、当時の財政部長は当然にこの義務を負う者であった。加えて、前述のとおり「要綱」は「地方公共団体の法令」とは区別されるものであって、「要綱」の規定に反する指示が直ちに「地方公共団体の法令」に反するとまで言い切れるものでもない。そうすると、当時の財政部長が当該要綱の規定に反するような前述の村越前市長及び笠原元副市長の指示を本件入札における特別の命令と捉えてこれに従う判断をしたとしても、判断を誤ったものとして安易に断ずることもできない。

以上のことからすると、「要綱」の規定に反するような前述の村越前市長及び笠原元副市長の指示に当時の財政部長が従った行為自体を直ちに違法のものとして断ずることはできないが、不適正な行為であったと評価せざるを得ない。

② 当時の財政部長が採用した修正方法を部下にも採用させた行為について

当時の財政部長が採用した修正方法を部下にも採用させた行為に

不適正な点があると判断した。その理由は、次のとおりである。

当時の財政部長は、村越前市長及び笠原元副市長の職務上の命令を完遂するために、安易に整合性を図るべく『資格審査会の審査決定内容の整合性を図るため、資格審査結果報告の内容を書き換える』方法を採用し、この方法を当時の部下の市川市職員にも採用させて実行させた。

職務上の命令を完遂させるためとは言え、道理にかなう方法でもなく、この方法を部下にも採用させて実行させたことは不適正な行為である。

(2) 行為 2 について

(行為 2)

村越前市長及び当時の財政部長が、『村越前市長（自身）からの、一度は正式に公告した内容にあった市川市建設工事等一般競争入札実施要領様式第 1 号－ 1 にあった入札に参加する者に必要な資格に関する事項について、これを資格審査会の審査を経ずに変更することとの指示』を当時の部下の市川市職員にしてこれに従わせた行為

行為 2 については、①「当時の財政部長が村越前市長の指示に従った行為」と②「当時の財政部長が部下に指示した行為」との 2 つに分けて考える。

① 当時の財政部長が村越前市長の指示に従った行為について

当時の財政部長が村越前市長の指示に従った行為に違法な点はないものの、不適正な行為であったと認められると判断した。その理由は、次のとおりである。

村越前市長の（行為 2）にある「審査会を経ずに変更する」との指示の内容は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱第 2 条第 1 項第 1 号の「審査会は、資格要件等に関することを審議するものとする」との定め、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第 4 条第 1 項の「様式第 1 号を用いるものとする」との定め、入札に参加する者に必要な資格に関する事項を定めた同要領様式第 1 号－ 1 の定めからするとこれらの規定（様式）に反する指示と見受けられる。

しかし、前記(1)①と同様に、「要綱」の規定に反するような前述の村越前市長の指示に当時の財政部長が従った行為自体を直ちに違法のものとして断ずることはできないが、不適正な行為であったと評

価値を得ない。

② 当時の財政部長が部下に指示した行為について

当時の財政部長が部下に指示した行為に不適正な点があると判断した。その理由は、次のとおりである。

前記①で述べたとおり、確かに、市川市建設工事等一般競争入札実施要領第4条第1項及び様式第1号-1は原則・方針を示したものであるから、これらの規定を変更することも許容されるものであるが、その変更の仕方によっては、際限なく道理から外れてよいというわけではなく、社会一般で受け入れられる常識の範疇^{はんちゆう}に留められるべきである。そうであるのに、当時の財政部長がその変更の仕方を何ら検討することなく当時の部下の市川市職員に変更を指示した行為は不適正であると判断する。

なお、当時の部下の市川市職員が財政部長の命令に従う立場にあったことについては、前記(1)①で述べた当時の財政部長の立場と同様である。

(3) 行為 3 について

(行為 3)

村越前市長が、当時の部下の市川市職員に対して「入札等案件報告書」などの各文書の作成を命じてこれを提出・報告させ、当時の部下の市川市職員がこれに従って行った行為

行為 3 に違法又は不適正な点はないと判断した。その理由は、次のとおりである。

村越前市長がした（行為 3）の各指示について、本件供述調書記載の供述から、これらの指示に係る村越前市長の意図（本件流出文書を市役所から外部に持ち出す、あるいは、本件流出文書又はこれに記載された市の秘密を市川市職員以外の者に教示する等。以下同じ。）を、村越前市長から当時の部下の市川市職員に対して教示した事実も当時の部下の市川市職員が村越前市長から教示された事実もなく、いずれの指示も、客観的にみて「職務上の命令」と判断するものである。

また、『市長』は、地方公共団体たる市川市を統括し、これを代表する者であり（地方自治法第 147 条）、市川市の事務を管理し及びこれを執行する者であり（同法第 148 条）、市長の補助機関である職員（市川市職員）を指揮監督する者である（同法第 154 条）のだから、（行為 3）にある書類を提出・報告させ、市長がこれらの書類にある情報を知ること何ら違法又は不適正な点はない。加えて、『職員』は、職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）があるのだから、市長のなした指示が一見明白に違法ないし不適正でない限り、市長の指示に従うのは自然である。

(4) 行為 4 について

(行為 4)

当時の財政部長が、当時の部下の市川市職員に対して「塩浜学園校舎等取壊し工事の資格要件について」などの各文書の作成を命じてこれを村越前市長に提出・報告させ、当時の部下の市川市職員がこれに従って行った行為

行為 4 に違法又は不適正な点はないと判断した。その理由は、次のとおりである。

当時の財政部長がした（行為 4）の指示について、本件供述調書記載の供述から、村越前市長に対して本件入札に係る資格要件等について職員から説明を行うための資料としてその作成を命じたものと思料され、客観的にみて「職務上の命令」と判断するものである。

また、前記(3)と同様に、市長の補助機関である職員（市川市職員）が市長に対して（行為 4）にある書類を提出・報告し、市長がこの書類にある情報を知ること何ら違法又は不適正な点はない。加えて、当時の部下の市川市『職員』は、上司である当時の財政部長の職務上の命令に従う義務があるのだから、当時の財政部長のなした指示が一見明白に違法ないし不適正でない限り、その指示に従うのは自然である。

(5) 行為 5 について

(行為 5)

村越前市長が、笠原元副市長ないし当時の財政部長に対して本件入札に係る「予定価格」を報告するよう命じて当時の財政部長にこれを報告させ、当時の財政部長がこの報告の命令を完遂するために笠原元副市長から手渡された本件入札に係る「予定価格調書」を使って本件入札に係る「予定価格調書」の写しを作成し、当該「予定価格調書」の写しを村越前市長に提出した行為

行為 5 については、①「笠原元副市長がした予定価格調書の取扱い行為」、②「当時の財政部長がした予定価格調書の写しを作成して村越前市長に報告した行為」と③「村越前市長が予定価格調書の内容を把握したことについて」の 3 つに分けて考える。

① 笠原元副市長がした予定価格調書の取扱い行為について

笠原元副市長がした予定価格調書の取扱い行為に不適正な点があると判断した。その理由は、次のとおりである。

予定価格の決定・予定価格調書の作成は、市川市財務規則第 98 条及び第 100 条の定めるところにより、『市長』が決定・作成するところとされているが、市川市事務決裁規程別表第 1 の 5 で定めるところにより、設計金額が 1 億 8 0 0 0 万円を超える額の予定価格の設定は『副市長』によることとして、常時、市長に代わって決裁（専決）することとされていた。そうすると、これらの規定上『市長』とあるのは『副市長』と解釈して適用することとなる。

本件入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行われることが本件入札に係る公告において明記されており、市川市財務規則第 100 条第 1 項ただし書の規定（『当該入札を電子入札で行う場合にあっては、予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印

し、保管することに代えて、予定価格、一般競争入札に係る調査基準価格又は最低制限価格を電子入札システムに登録しなければならない。』が適用されることとなるため、予定価格調書の作成が求められていたものではない。しかしながら、入札を電子入札システムで行う場合であっても、市川市では、電子入札システムへの予定価格の登録作業の便宜に資するためと思料するが、慣例として予定価格調書の作成が事実上行われており、本件入札においても予定価格調書の作成が事実上行われていたことが認められる。

そうすると、市川市財務規則上、明文の規定は存在しないものの、実際に作成される予定価格調書の取扱いに厳密さが求められるのは当然であり、電子入札システムで行わない場合におけるその取扱いに準じて、作成後は封筒に入れて封印して保管されるべきであった。しかし、本件供述調書記載の供述からすると、笠原元副市長は、本件入札に係る予定価格調書を封筒に入れて封印することなく当時の財政部長に渡している。したがって、笠原元副市長の当該行為は、市川市財務規則の定めに反するものとまではいえないが、不適正な行為であったと判断する。

② 当時の財政部長がした予定価格調書の写しを作成して村越前市長に報告した行為について

当時の財政部長がした予定価格調書の写しを作成して村越前市長に報告した行為に不適正な点があると判断した。その理由は、次のとおりである。

前記①で述べたとおり、本件供述調書記載の供述からすると、笠原元副市長は、本件入札に係る予定価格調書を封筒に入れて封印することなく当時の財政部長に渡している。そして、当時の財政部長

は、この封印することなく笠原元副市長から渡された封筒在中の本件入札に係る予定価格調書を使ってその写しを作成した。さらに、当時の財政部長は、村越前市長からの予定価格調書の内容の報告の求めに従うべく、作成した本件入札に係る予定価格調書の写しを村越前市長に提出してその内容を報告している（なお、前記(3)で述べたと同様に、本件供述調書記載の供述からは当時の財政部長が村越前市長からその意図を教示された事実はない。）。以上の当時の財政部長がした予定価格調書の写しを作成して村越前市長に報告した行為は、市川市財務規則第100条の規定の趣旨からすると、同規定を熟知する財政部長の職にある者としては不適正な行為であったと判断する。

③ 村越前市長が予定価格調書の内容を把握したことについて

村越前市長が予定価格調書の内容を把握したことに違法又は不適正な点はないと判断した。その理由は、次のとおりである。

前記①で述べたとおり、市川市財務規則第98条及び第100条の定めるところにより、『市長』が決定・作成するところとされているところ、市川市事務決裁規程の定めにより常時『副市長』が市長に代わり決裁（専決）する者となっている。もっとも、市川市事務決裁規程は、訓令（市長の内部組織に対する命令）であって、その定めは全てが網羅されたわけではなく、例えば、その定めのないものや取扱いが曖昧になるようなものがあれば、地方自治法の定めのとおり市長が責任をもって決裁すべきものとなる等、原則・方針が定められたものと解すべきものである。したがって、決裁すべき事案の内容に応じて、市川市事務決裁規程（市長の内部組織に対する命令）の定めから原則に立ち返って、本来あるべき市長が決裁すべ

きものとして取り扱うことは差支えない。

そうであるのだから、前記(3)で述べたところ、村越前市長は、地方公共団体たる市川市を統括し、これを代表する者であって、市川市の事務を管理し及びこれを執行する者として、予定価格調書の内容を把握したこと自体には違法又は不適正な点はないと判断する。

第 5 本委員会の提案

1 本件流出文書の外部流出の発生原因等

(1) 本件流出文書の外部流出の発生原因

本件の検証対象となる行為の一部について、マニュアル類の規定を軽視し、また、道理にかなわない方法を採用した不適正な行為があったことは認められるものの、それらの行為が本件流出文書の外部流出の発生に直接的に寄与した事実は認められない。

そうすると、この本件流出文書の外部流出とは、属人的な問題、つまり、特定の個人により通常は起こり得ぬはずの行為が行われたことから発生した事件であると判断する。

(2) 今後同様の事案を引き起こさないために

前記(1)で述べたとおり、この度の本件流出文書の外部流出の発生原因は、特定の個人による通常は起こり得ぬはずの行為によるもの（属人的な問題）と判断したものであるが、その特定の個人とは単なる個人などではなく、組織（市川市）に属する個人が発端となったものである。そうであれば、単純に属人的な問題として整理してよいものでは決してない。今後、同様の事案を二度と引き起こさないためには、今回の事件が現実には発生したという事実を職員一人ひとりが厳に肝に銘じ、同様の事案が発生しないような組織風土づくりを進めることが肝要である。

本市では、これまでも間断なく法令の遵守を基本としたコンプライアンス意識の醸成・強化に努めてきたところであるが、この度の事件の発生を契機として、今一度、市民から負託された行政事務に携わる者として、職員一人ひとりが市民からより高い水準の倫理観を求めら

れていることを意識したコンプライアンス意識の醸成・強化に努めていくことが求められる。

2 本委員会の提案

本委員会は、前記 1 (2)で述べたことを踏まえ、適正な事務執行に向けた取組を、次のとおり提案する。

(1) 行政に携わる者としてのコンプライアンス意識の醸成

全ての職員に、法令遵守はもとより、市民から負託された行政事務に携わる者として、職員一人ひとりにより高い水準の倫理観が求められていることを、あらためて強く意識してもらうべく、体系的にまとめたコンプライアンス指針の策定、階層別のコンプライアンス研修の実施など、庁内で職員の規範意識の更なる向上を図る取組を進めるべきである。

(2) 職員が通報・相談しやすい環境の整備

本来、職員が不適正な行為あるいは不適正な行為と疑われる行為を経験又は目撃をした場合、これらの行為を経験等した職員は、公益内部通報の仕組みの活用や上司等への相談等を通して不適正な行為が行われ、又は行われようとしていることを速やかに防ぐべきものである。前述のとおり、本件における不適正な行為をした者が特定の個人といえども組織の幹部に当たる者であったこともあって、総務部人事課を窓口とする公益内部通報の仕組みが活用しづらかったとも推察される。あるいは、そもそも公益通報制度自体が職員に認知され、又は十分に理解されていなかったとも考えられる。いずれの理由であれ、このことは、現状の相談受付体制が十分に機能しているとは言い難い結果といえる。

このことから、次のような取組を進めるべきである。

- ① 全ての職員に対し、公益内部通報制度（受付窓口：総務部人事課）について、改めて周知徹底を図ること。
- ② 現行の公益内部通報制度の仕組みを活かしつつ、職員が通報・相談をしやすい環境（仕組み）を構築すること。

第 6 参考

1 本委員会の概要

(1) 本委員会の構成員

令和 5 年度

- ・ 委 員 長 総務部長 蛸島 和紀
- ・ 副委員長 総務部次長 福田 雅人
- ・ 委 員 人事課長 益子 隆史
- ・ 〃 職員課長 吉成 悟
- ・ 〃 法務課長 佐藤 謙三
- ・ 〃 弁護士 西谷 升孝（千葉県弁護士会所属）

※ 西谷升孝弁護士については、本委員会の設置要綱の改正によって令和 6 年 3 月 2 9 日付けで追加されたが、令和 5 年度に実施した本委員会には出席していない。

令和 6 年度

- ・ 委 員 長 総務部長 蛸島 和紀
- ・ 副委員長 総務部次長 日暮 真司
- ・ 委 員 人事課長 吉成 悟
- ・ 〃 職員課長 佐藤 謙三
- ・ 〃 法務課長 吉岡 茂幸
- ・ 〃 弁護士 西谷 升孝（千葉県弁護士会所属）

(2) 本委員会の開催記録

開催回数	開催日時	議題
第1回	令和5年10月16日(月) 午後1時30分から	・今後の流れについて ・確認/検証の方法について
第2回	令和5年10月17日(火) 午後1時30分から	・本件入札に係る事務手続が適正であったかどうかの確認/検証作業
第3回	令和5年10月24日(火) 午後1時30分から	・本件の検証対象となる行為が適正であったかどうかの確認/検証作業
第4回	令和5年10月25日(水) 午前10時から	・前回までの確認/検証作業を経ての意見/提案/導き出される結論 ・本件供述調書記載事実以上に確認すべき事実があるかどうかの検討（ヒアリングの要否判断）
第5回	令和5年11月10日(金) 午前10時から	・報告書（案）の確認
第6回	令和6年3月14日(木) 午前9時30分から	・市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会設置要綱の一部改正について
第7回	令和6年4月22日(月) 午後2時から	・市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会による報告書（案）の検討方針について
第8回	令和6年8月7日(水) 午後2時から	・市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会による報告書について

2 本報告書で使用する略称一覧（※本報告書記載順）

略称	定義
村越前市長	村越祐民前市川市長
被告人ら	村越前市長の活動を補佐していた被告人押切裕雄氏ほか2名
本件入札	市川市が令和2年4月24日付けで執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」の総合評価一般競争入札
本件刑事事件	本件入札に係る公契約関係競売入札妨害事件
本件公文書	市川市が令和2年4月24日付けで執行した「市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事」の総合評価一般競争入札に係る公文書
本件流出文書	本件公文書のうち市川市から流出した一部の文書
本委員会	市川市公契約関係競売入札妨害事件に係る内部事務検証委員会
総合評価一般競争入札に係る事務手続	総合評価一般競争入札に係る関連法規（市川市が定める条例・規則のほか、訓令や要綱・要領を含む。）とこれに基づき行われるべき市川市所定の事務手続（入札案件の付議依頼から公告に至るまでの手続に限る。）
本件入札に係る事務手続	実際に行われた入札案件の付議依頼から公告に至るまでの手続
本件供述調書	本件刑事事件に係る供述調書
本件の検証対象となる行為	本件供述調書記載の供述及び本件公文書記載の事実より明らかとなった、本件入札を背景として村越前市長ら上司からなされた職務上の命令等に基づいて行われた職員の行為
笠原元副市長	笠原智元副市長
村越前市長の意図	本件流出文書を市役所から外部に持ち出す、あるいは、本件流出文書又はこれに記載された市の秘密を市川市職員以外の者に教示する等

3 本報告書に登場する会議体（委員会等）の補足

(1) 総合評価審査委員会

- （概 要） 総合評価競争入札を行う建設工事及び建築工事に関連する業務委託等の発注を担当する課が作成した落札者決定基準の内容などの審査を行う市川市職員で構成された会議体
- （構成員） 財政部次長、街づくり部次長、道路交通部次長、水と緑の部次長及び生涯学習部次長

(2) 総合評価小委員会

- （概 要） 総合評価審査委員会の審査に先立ち、資格審査会の審査の対象とならない建築工事等について総合評価審査委員会に付議する必要があるかどうかなどの審議を行う市川市職員で構成された会議体
- （構成員） 財政部契約課に所属し、総合評価競争入札に係る業務を担当する職員

(3) 資格審査会

- （概 要） 1件当たりの設計金額が5千万円を超える建築工事等の一般競争入札に係る資格要件等に関することなどの審査を行う市川市職員で構成された会議体
- （構成員） 副市長、総務部長、企画部長、財政部長、街づくり部長、道路交通部長、水と緑の部長及び生涯学習部長

以 上